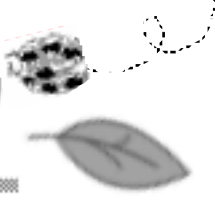


# つんとつむし



【子どもセンター てんぽ事務局】  
〒222-0033 横浜市港北区新横浜2-4-6 新横浜法律事務所内  
TEL:045-473-1959 FAX:045-477-5822

## 拡がれ！！ 支援の輪！！

秋田長二郎

今年4月から児童養護施設に勤務しています。私にとってこの施設と子どもセンターてんぽとの関係については、想い出深いものがあります。児童相談所に勤務していた8年前、この施設で生活していたある女兒が子どもセンターてんぽに関わる大きなきっかけであったからです。彼女は幼児から施設で生活してきましたが、高校を中退し、就労先も決まらないまま、苛立ちが募り、生活も乱れ、職員にも反抗的な態度をとり、他の子ども達への悪影響もあることから、退所と引取り先を調整するよう児童相談所に依頼されました。担当児童福祉司も苦慮していたことから私も一緒に対応することになり、本人と話し合いを行いました。一時保護所の利用を提案し、本人も身寄りもないことから納得のうえ、一時保護を開始しました。しかし、2～3日後に集団での生活に耐え切れないと自主退所してしまい、友人宅を頼りましたが、事件に巻き込まれ、家庭裁判所送致になってしまいました。その後、家庭裁判所から東京の自立援助ホームに委託され、アルバイト等を経て結婚し、一児の母親として家庭生活を送っていると報告を受けていました。

勤務して一ヶ月も経たない頃、彼女が用事のため施設を訪ねてきて、久しぶりに再会しました。私が知っている頃より少しやせた感じでしたが、働きながら福祉の資格取得を目指して勉強しているとのことで、テキパキと話すきっぷのよさは知り合った当時のままでした。

児童相談所で相談援助を行っていく時、年長（高校生年齢）の子どもによっては、児童相談所一時保護所という場では対応困難なことがあります。彼女の場合も当時一時的でも生活出来るシェルターのようなものがあればと痛感されました。本人の意思が尊重されうる生活の場が保障されれば、回り道や事件に巻き込まれることなく、次のステップに進むことが出来たろうと無力さを感じたものでした。そうした思いでいる時に、シェルターの設置をするための勉強会が開かれていることを聞いて参加し、現在に至っています。

子どもの相談等に従事している方は、彼女のような居場所を失った事例を少なからず経験しているのではないかと思います。子どもセンターてんぽは全国で3番目のシェルターを設置し、自立援助ホームも今年の6月にオープンさせました。こうした子どもシェルターは全国に4カ所開設されています、さらに数カ所設置の動きがあると聞いており、全国に拡がりつつあります。多くの方々にこうした子どもセンターてんぽの活動とその必要性をご理解いただき、支援の輪が拡がるようご協力をお願いします。

# 三周年記念イベント

西岡千恵子

4月24日、小田原市民会館にて、3周年記念シンポジウムを開催しました。たくさんの皆さんに参加していただきました。参加下さった皆様、そして、開催のお手伝いをして下さった、たくさんのボランティアの皆様、そして、パネリストの皆様、本当にありがとうございました。

湯澤直美立教大教授の基調講演では、OECDの調査報告から日本の貧困の実態が他の各国と比較されて示されました。H21年度の文部科学省白書には、Growing Unequal? というOECD加盟国における17歳以下の相対性貧困率が掲載されています。それによると、日本は唯一所得の再分配後に子どもの相対性貧困率が高くなっている国なのです。

「相対性貧困」とは、生活保護基準にも用いられている概念であり、人々がある社会のなかで生活する為にはその社会の「通常」の生活レベルから一定距離以内の生活レベルが必要であるという考え方に基づく。つまり、人として社会に認められる最低限の生活水準は、その社会における「通常」からそれほど離れていないことが、必要であり、それ以下の生活を「貧困」として定義しているのである。なぜなら、人が社会の一員として生きて行く為には、働いたり、結婚したり、人と交流したりすることが可能でなければならず、その



ためには、たとえば、ただ単に寒さをしのぐだけの衣服ではなく、人前にでて恥ずかしくない程度の衣服が必要であろうし、電話などの通信手段や職場に行く為の交通費も必要であろう。これらの「費用」は、その社会の「通常」の生活レベルで決定されるのである。（『子どもの貧困 日本の不公平を考える』阿部彩 2008年 岩波新書より）

湯澤教授始め、パネリストの方々の発言に、たくさんメモを取りながら聞きました。

順不同ですが、湯澤教授やパネリスト皆さんの発言をご紹介します。（内容は発言を要約している箇所もあります。ご了承ください。）

☆湯澤教授の基調講演より、

- \*奨学金が教育ローン化している
- \*本来公平であるはずの、就学援助、学費免除制度が自治体間で異なり、格差ができています。
- \*本来、人々の格差を平等化を勧める装置である学校、が現在は、世代間の格差を強調する装置になっている。
- \*日本の失業率は低いが高齢者の貧困率は高い。
- \*日本の子どもは寂しい
- \*子ども自身が、将来、未熟労働者になるのではないかと考えている、調査回答結果がある。
- \*繋がりからの排除は、人を孤立化させ、それは貧困にもつながる
- \*重要な他者の存在、親や親族でなくても個人に重要な影響を与える人
- \*子どもの貧困を作り出す立場にいる人がいる
- \*子どもを貧困に追い込む人、放置する人、貧困に無関心な人がいる

☆ 自立援助ホーム湘南つばさの家で生活し、働きながら高校で学んでいる、Tさんの発言より、  
『養護施設から小学生の時に一時期帰宅した、その間、母親はほぼ不在、お金がなく、食事は姉が準備してくれた。ガス、電気は止まり、借金の取りたてが来る。人生で一番辛い時期だった。』  
『（養護施設に戻り）中学3年の時には進学したかった。受験勉強もした。しかし、経済的理由からやむを得なく就職を選んだ。戻る家がないから、住み込み就労するしかなかった。』  
『（住み込み就労をすることになり）自分の弱い立場を再認識した。養護施設には戻れないのだと。』  
『（児童）養護施設には、自分の状況が分からないまま入れられてまう。親の都合である。そして、そこで生活することは、教育への機会を奪われることになる。経済的支援がなく進学するのは並大抵ではない。』  
『住居や頼れる場所が欲しい。設備を増やして欲しい。』

☆ 自立援助ホーム、湘南つばさの家ホーム長 前川氏の発言より  
『自立は自立援助ホームでは簡潔しない。社会に出ても続く。』  
『様々な大人と出会い、人生のモデルを学ぶ』

☆ 自立援助ホーム みずきの家 加藤氏の発言より  
『大人は一緒になって考えていない』

2009年10月20日、厚生労働省は、全国民の中で生活に苦しむ人の割合を示す「相対的貧困率」を初めて発表した。2007年調査は15.7%で、7人に1人以上が貧困状態ということになる。18歳未満の子どもが低所得家庭で育てられている割合「子どもの貧困率」は14.2%でした。

あれから、1年経とうとしています。民主党政権になり、子ども手当が導入されました。しかし、抜本的な貧困を防ぐ施策は未だ行われていません。

10月17日は世界貧困DAYです。また、11月20日は世界子どもの日です。このような日を機会に、様々な協議や、問題解決の為に施策が打ち出され、子どもたちが子ども時代を保障され、将来に希望をもてる社会に変えて行きたいと考えています。

児童憲章（1951年 昭和26年 5月5日宣言）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福（こうふく）をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、よい環境のなかでそだてられる。

1. すべての児童は、心身ともに、健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもって育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害から守られる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育をうける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべてのじどうは、よい遊び場と文化財をよういされ、悪い環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待・酷使・放任その他の不当な取り扱いからまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

# NPO発 かながわの子どもは今

事務局長 高橋 温

平成22年9月25日、全国共済「馬車道プラザ・みらい」地下ホールで、第2回子どもとつくる未来フォーラム「NPO発 かながわの子どもは今」が行われました。

子どもとつくる未来フォーラムは、昨年からはじまった、子どもに関する活動をしている県内の団体が協働で行っている企画です。2回目の今回は、てんぽの他に、NPO法人よこはまチャイルドライン、かわさきチャイルドライン、NPO法人エンパワメントかながわ、NPO法人ジェントルハートプロジェクト、NPO法人たまり場、NPO法人神奈川子ども未来ファンドが集まって、企画・運営を行いました。

今回は、未来フォーラムとしてどんな活動をしていくのかについて話し合いを重ねていく中で、お互いの団体が、具体的にそれぞれどんな活動をしているのかを、十分に理解できていないのではないかという共通認識に至ったことから、各団体の活動紹介を通して、県内の子どもたちがどんな困難な状況におかれているのかを学ぼうということになりました。そこで、各団体が、それぞれの活動の具体的な内容や困難に感じている点などを発表し、質疑応答を行いました。

約50人の参加者からは、「初めて知ったNPO法人も多くとても勉強になりました。」「とても良かったです。勇気づけられました。」といった感想が寄せられ、大成功でした。

子どもとつくる未来フォーラムは、11/4（木）にも、内閣府参事官の伊藤信さんを招いて、桜木町の青少年サポートプラザで、子ども・若者育成支援推進法の勉強会を行いました。今後子どもに関わる活動をしている各団体を横につなげる活動を続けていく予定です。

## みずきの風

自立援助ホームみずきの家は、10月になって利用者が3名になりました。忙しさにかまけて秋を楽しむ余裕などないと諦めていたところ、思いがけず素敵な秋に出会えました。

初めて経験した秋のレポートです。

10月のある日。裏千家茶道の教授、石井宗美さん他3名の方によるお茶会がみずきの家で催されました。初めてのことで、スタッフ一同戸惑いながら当日を迎えたのですが、会場の設営など準備のすべてを裏千家の方が担当され、みずきの家の地域交流室を素敵なお茶席に変えてくださいました。

12名の参加者（シェルターや他の施設からの参加者含む）はお茶やお菓子をいただく作法を教示されながら、茶道の形が醸し出す適度な緊張感をもった時の流れと、飾られた野の花から漂う秋の気配を感じて、きっと豊かな気持ちを抱いたに違いありません。

みずきの家と利用者に秋を運んでくださった裏千家の方々には心より感謝を申し上げます。（加藤さい）

## 「子どもセンター てんぽ」を利用して⑤ ～電話相談員の視点から～

昨年春からてんぽの電話相談事業を始めました。今まで、福祉関係の経験がなく、不安の中でのスタートでしたが、経験豊富なスタッフや弁護士の方々に支えられ、また多くの研修や施設見学などもさせていただき、今日までなんとか続けています。電話をかけてくる方は、行政、弁護士、保護観察官、警察など多岐に渡りますが、今年からPRカードを配布したことにより、本人や友人の親、先生などからも多くなりました。

わたしたち電話相談員の仕事は、家にいられない子どもの状況や緊急性、本人の意思を確認した上で、てんぽのシェルターに入所できるのかを判断したり、情報提供をすることです。本人からの電話の場合には、勇気を持ってかけてくれたことに感謝し、丁寧に対応するよう気をつけています。

居場所のない子どもたちの日常は、常識では考えられない辛らつなものです。でも、実際に入所して目の前にいる子どもたちは、そんな日常を感じさせないくらい素直で屈託のない子どもらしい子ばかりです。

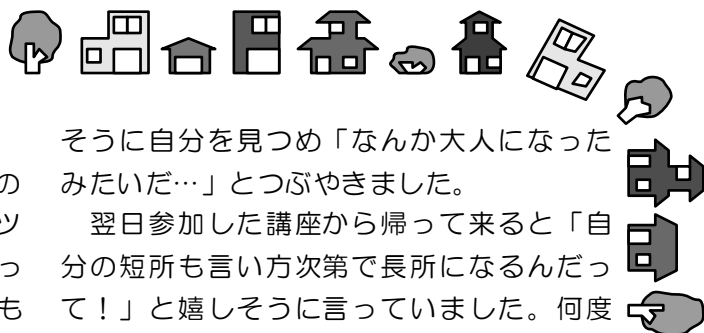
この子たちの自立を他機関とともに考えながら、退所した後も支えていく。それが、私たちの使命です。微力ではありますが、今後も未来のある子どもたちに関わっていきたいと思います。（てんぽ電話相談 月・水・金 13:00～17:00）

### 子どもの家から

てんぽを退所すると多くの方が仕事を始めます。就職活動にはスーツが必要ですが、てんぽに来る子どもは持っていないことが多いため、そういう子どもたちのためにスーツを支援してくださる企業があり、退所後の就職支援にとスーツ、Yシャツ、靴、鞆と一式を支援して頂いております。

先日ハローワークが開催している就職に関する講座に参加しました。講座参加にはスーツ着用が求められていたので、スーツ等一式を支援していただくため、企業にお邪魔しました。

スーツを着るのが初めての利用者さんたち。最初は恥ずかしがっていましたが、靴を履き、鞆を持って鏡の前に立つと不思議

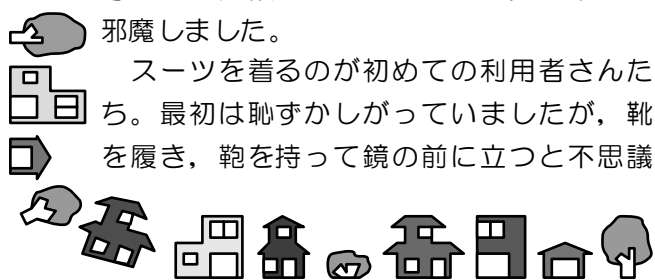


そうに自分を見つめ「なんか大人になったみたいだ…」とつぶやきました。

翌日参加した講座から帰って来ると「自分の短所も言い方次第で長所になるんだって！」と嬉しそうに言っていました。何度かスタッフからも同じ言葉を言っていますが、身近な者が普段の会話の中でするよりも、外部の方々の言葉の方がより心に響いたようです。

支援は施設内だけで完結するものではなく、施設外の多くの方々の協力があってこそだと実感しました。

後日、利用者が企業宛に書いたお礼状の中には「お仕事大変ですがお身体気をつけて頑張って下さい」と書かれており、気遣いの言葉を書けるこの子達を自慢したい気持ちになったのでした。（道心）



## ご支援ありがとうございます。

子どもセンターてんぼでは、運営にあたり、多くの企業及び個人の皆様から、ご寄付および助成金等の金員及び物品のご支援をいただいています。今年度も以下の団体・企業様より、助成金やご寄付をいただいています。また、この他にも、さまざまな方からたくさんのご寄付をいただき、大変感謝しております。

協働事業負担金（神奈川県）、ふれあい助成金（横浜市社会福祉協議会）、NPO法人かながわ子ども未来ファンド、神奈川県共同募金会、神奈川県生命保険協会、財団法人日本社会福祉弘済会、社会福祉法人神奈川新聞厚生文化事業団、メリルリンチ日本証券株式会社、株式会社AOKI、フィリップモリスジャパン株式会社、横浜ベイロータリークラブ、生活協同組合パルシステム神奈川ゆめコープ、One by One こども基金（日本アムウェイ合同会社）、コストコホールセールジャパン株式会社

てんぼでは、金銭だけでなく子ども達の生活に必要な物品のご寄付をお願いしています。物品のご寄付いただける場合には、事前に事務局までご一報ください。

今後とも皆様のご支援を心よりお願い申し上げます。

## 《ご協力のお願い》

てんぼは、すべて会員の入会金・年会費とご寄付等で運営しています。皆様のご入会とご寄付をお願いします。

正会員 入会金5,000円、年会費5,000円

賛助会員 入会金3,000円、年会費3,000円（1口）

寄付 金額の多少に関わらず、大歓迎です☆

### 【振込口座】

・三菱東京UFJ銀行 新横浜支店

普通預金口座 口座番号 0350513

「特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ  
理事 影山秀人」

・日本郵政公社

口座記号番号 00260-8-133408

特定非営利活動法人子どもセンター てんぼ

## 【イベントのお知らせ】

子どもセンターてんぼでは一年に一度、イベントを開催しております。

来年も、5月21日(土)に、開港記念会館において、「飛び立つために羽を休めて～Part5」をお送りしたく、現在、準備を進めております。詳細につきましては、後日、ご案内をさせていただきます。

皆様、お誘い合わせのうえ、お越しいただきますようお願い申し上げます。

### 【編集後記】

例年にない猛暑が過ぎ、爽やかな秋の風が心地よい季節と思っていたら、もう冬がやってきました。

今号より、今年度より開設されました、自立援助ホームみずきの家の状況もお届けしたく、「みずきの風」を連載させていただくことになりました。先日、みずきの家を見学させていただきましたが、開放的な空間に加えて、自然あふれる場所にあり、とても素敵な家でした。自然とのふれあいの中で、傷ついた子どもたちの心は癒されるのではないかと思います。てんぼとみずきの家で、子どもたちが笑顔になることを願うばかりです。（野口）

「てんとうむし」は特定非営利活動法人子どもセンターてんぼ事務局が、責任を持って編集・発行しております。本誌に関するご意見等ございましたら、下記までご連絡頂きますようお願い申し上げます。（無断転載はご遠慮下さい。）

【子どもセンター てんぼ事務局】

〒222-0033

横浜市港北区新横浜2-4-6

新横浜法律事務所内

TEL：045-473-1959

FAX：045-477-5822

E-mail：info@tempo-kanagawa.org

ホームページ：http://www.tempo-kanagawa.org/

2010年12月発行